

該当法令
法第2条
法第28条

採光のための開口部を設けなくてもよい居室はありますか？

採光のための開口部を設けることを要しない居室については、建設省の通達（建設省住指発第153号 平成7年5月25日）があります。

平成7年建設省住指発第153号

採光のための開口部を設けることを要しない居室について

近年、建築物の機能の高度化及び多様化、照明設備及び換気設備の機能の向上、国民の住生活様式の多様化等により、居室の利用形態が多様化しており、建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号。以下「法」という。)第二十八条第一項ただし書に規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室」の解釈について、地方により統一を欠く向きもあるので、その統一を図るため、今後は左記により取り扱われたい。

記

1 温湿度調整を必要とする作業を行う作業室

次に掲げる居室は、法第二十八条第一項ただし書に規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室」に該当するものとする。

- (1) 大学、病院等の実験室、研究室、調剤室等温湿度調整を必要とする実験、研究、調剤等を行う居室(小学校、中学校又は高等学校の生徒用の実験室を除く。)
- (2) 手術室
- (3) エックス線撮影室等精密機器による検査、治療等を行う居室
- (4) 厳密な温湿度調整を要する治療室、新生児室等

2 その他用途上やむを得ない居室

次に掲げる居室は、法第二十八条第一項ただし書に規定する「用途上やむを得ない居室」に該当するものとする。

- (1) 開口部を設けることが用途上望ましくない居室
 - 1) 大音量の発生その他音響上の理由から防音措置を講ずることが望ましい居室
 - ア 住宅の音楽練習室、リスニングルーム等(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)
 - イ 放送室(スタジオ、機械室、前室等で構成されるものをいう。)
 - ウ 聴覚検査室等外部からの震動・騒音が診察、検査等の障害となる居室
 - 2) 暗室、プラネタリウム等現像、映写等を行うため自然光を防ぐ必要のある居室(小学校、中学校又は高等学校の視聴覚教室を除く。)
 - 3) 大学、病院等の実験室、研究室、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取り扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室
 - 4) 自然光が診察、検査等の障害となる居室
 - ア 眼科の診察室、検査室等自然光が障害となる機器を使用する居室
 - イ 歯科又は耳鼻咽喉科の診察室、検査室等人工照明により診察、検査等を行う居室
- (2) 未成年者、罹病者、妊産婦、障害者、高齢者等以外の者が専ら利用する居室で法第二十八条第一項の規定の適用を受けない建築物の居室に類する用途に供するもの
 - 1) 事務室(オフィス・オートメーション室を含む。)、会議室、応接室、職員室、校長室、院長室、看護婦詰所(いわゆるナース・ステーション)等事務所における事務室その他執務を行う居室に類する用途に供する居室
 - 2) 調理室、印刷室等飲食店等の厨房、事務所等の印刷室その他作業を行う居室に類する用途に供する居室(住宅の調理室で食事室と兼用されるものを除く。)
 - 3) 舞台及び固定された客席を有し、かつ、不特定多数の者が利用する用途に供する講堂等劇場、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等に類する用途に供する居室
 - 4) 管理事務室、守衛室、受付室、宿直室、当直室等事務所等の管理室に類する用途に供する居室
 - 5) 売店等物品販売業を営む店舗の売場に類する用途に供する居室